

融雪用電力B

(選択約款)

2026 年 11 月 1 日実施

融 雪 用 電 力 B

目 次

I	本 則	1
1	適 用 条 件	1
2	選 択 約 款 の 変 更	1
3	契 約 期 間	2
4	供 給 電 気 方 式 お よ び 供 給 電 圧	3
5	契 約 使 用 期 間	3
6	契 約 使 用 時 間	3
7	契 約 電 力	4
8	料 金	4
9	そ の 他	5
II	実 施 細 目	7
1	契 約 使 用 期 間	7
2	契 約 使 用 時 間	7
附	則	8
別	表	9

I 本 則

1 適用条件

- (1) この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて、かつ、毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうちの 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3 月以上継続して動力を使用する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の融雪用電力 B（2025 年 4 月 1 日実施）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (2) この選択約款は、次の地域に適用いたします。
- 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
- ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。

なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送

約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。

ただし、契約期間満了に先だって、原則として低圧電気供給実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）または特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

5 契約使用期間

契約使用期間は、毎年、一定期間を限り、3 月以上継続して電気を使用する期間とし、あらかじめ設定していただきます。この場合、設定していただいた期間を、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）といたします。

6 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (1) 当社は、毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち、契約上電気を使用できない 2 時間を、あらかじめ設定いたします。この場合、当該電気を使用できない 2 時間を除いた 22 時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）といたします。
- (2) 当社は、供給設備の状況により、(1)の時間帯を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、時間帯の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の時間帯において、(1)に準じて設定した契約上電気を使用できる時間を契約使用時間といたします。
- (3) 契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

7 契 約 電 力

契約電力は、標準約款附則 2(契約容量および契約電力にかかわる特別措置)
(3)ロ(ロ)により定めます。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、標準
約款 4 (単位および端数処理) (1)にかかわらず、契約電力は、0.5 キロワット
といたします。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1 (再生可能エネルギー
発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金
の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増
しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電
力量料金は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料
価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによっ
て算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調
整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準
約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの
とし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定さ
れた離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユ
ニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービ
ス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス
調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、
標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離
島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が
0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本

料金の半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	2,087 円 11 銭
	3月超過	591 円 11 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24 円 46 銭
------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90 パーセント、取り付けられていないものについては80 パーセント、電熱器については100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。

9 そ の 他

- (1) 実施要綱、供給約款または他の選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (4) 当社は、契約された用途、契約使用期間および契約使用時間について、適正に電気を使用されていることを確認いたします。
- (5) 当社は、契約された用途以外の用途による電気の使用または契約使用期間以外の期間の電気の使用もしくは契約使用時間以外の時間の電気の使用

を確認した場合には、標準約款 31（違約金）により違約金を申し受けることがあります。

また、この場合、お客さまに契約された用途以外の用途による電気の使用または契約使用期間以外の期間の電気の使用もしくは契約使用时间以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 39（解約等）(1)ニ、ホまたはヘにより需給契約を解約することがあります。

- (6) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (7) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 契約使用期間

契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。

2 契約使用時間

- (1) お客様に特別の事情がある場合には、当社は、本則 6（契約使用時間）にかかわらず、お客様と当社との協議によって、契約使用時間以外の時間をあらかじめ定めます。
- (2) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (3) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

加重平均力率の算定

- 1 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力 率}}{90 \text{ パーセントの}} \times \left[\frac{\text{機器}}{\text{総容量}} \right] \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力 率}}{80 \text{ パーセントの}} \times \left[\frac{\text{機器}}{\text{総容量}} \right] \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$

- 2 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。